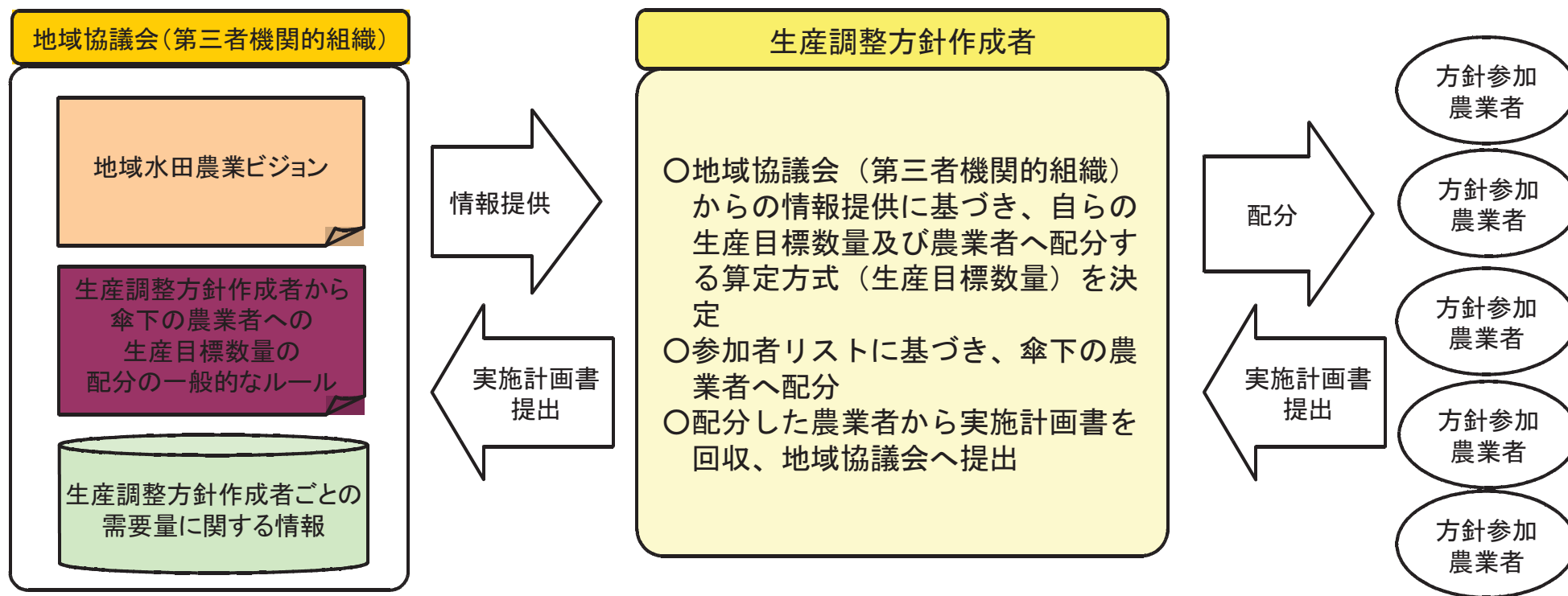


③ 生産調整方針作成者

図解6

（生産調整方針作成者は、地域協議会（第三者機関的組織）における議論に参画し、協議会からの需要量に関する情報等を踏まえ、農業者へ配分する等地域の需給調整の中核として需要に応じた米づくりを実施。）

○ J A等の生産調整方針作成者は、地域協議会（第三者機関的組織）における議論に参画し、協議会からの需要量に関する情報や地域水田農業ビジョン、農業者への配分の一般的なルール等の協議会で設定された方針を踏まえ、自らの方針に参加している農業者へ配分する等、地域の需給調整の中核として需要に応じた米づくりを実施。



2-3-25 平成18年5月30日新たな需給調整システムへの移行の検証に関する検討会提出資料、平成18年6月26日新たな需給調整システムへの移行の検証に関する検討会提出資料及び、平成18年6月29日食料・農業・農村政策審議会食糧部会提出資料（抜粋）

（品目横断的経営安定対策の対象である特定農業団体及び集落営農組織は、一経営体として配分）

品目横断的経営安定対策の対象となった特定農業団体及び集落営農組織は、経理が一元化されている等、当該組織が一経営体として運営されることから、その経営に水稻が含まれる場合は、原則として、その代表者に対して、当該組織を対象とする配分の通知を行うこととなります。

（品目横断的経営安定対策の対象である認定農業者等が受託している面積が、経営面積としてカウントされている場合、当該面積を含めて認定農業者等に配分）

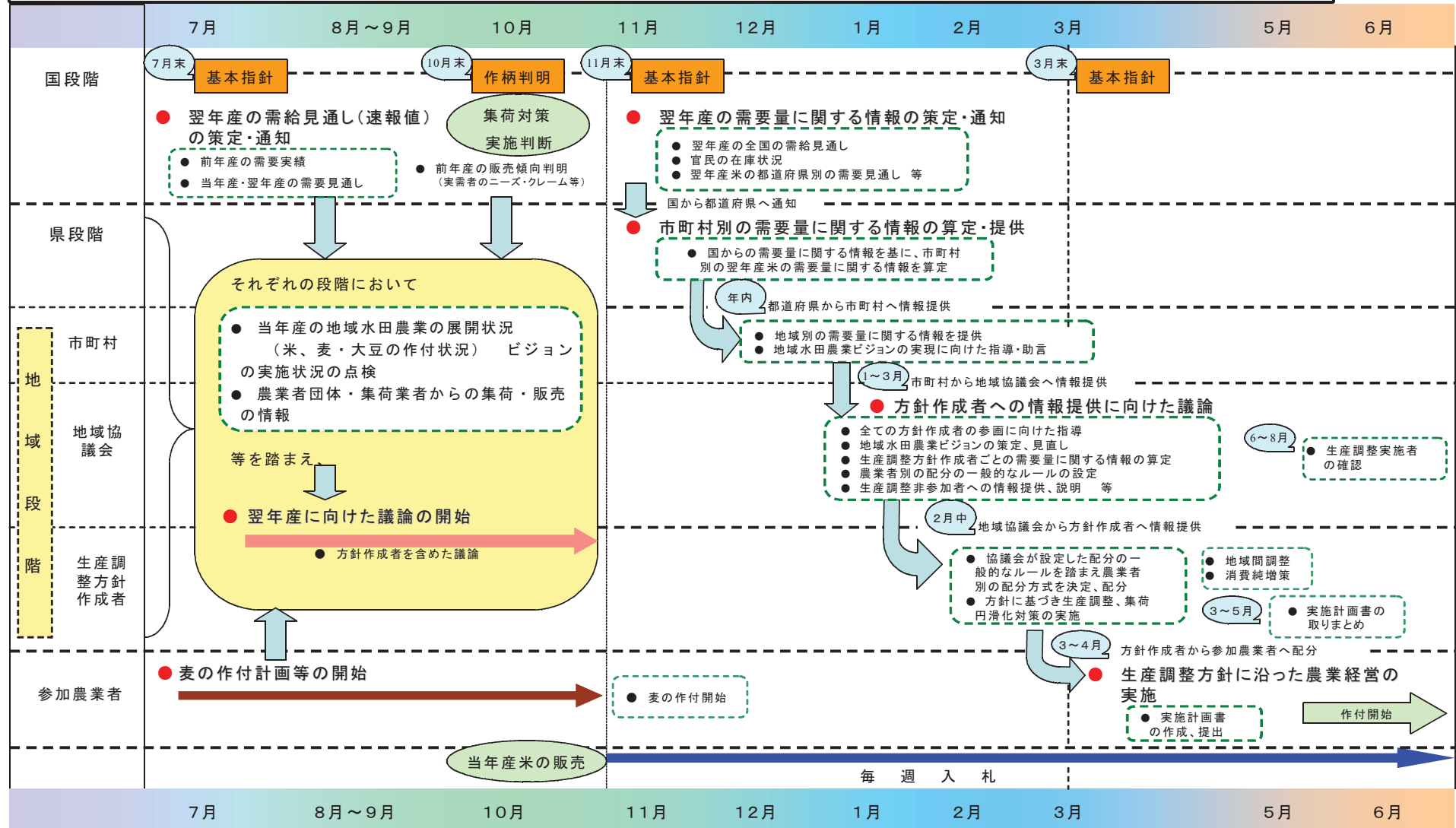
品目横断的経営安定対策の対象となった認定農業者等が、基幹農作業を受託（主な基幹作業を受託し、販売名義と販売収入の処分権を保有）している場合にあつては、その受託部分が経営面積としてカウントされていることから、委託した農業者（権原を有する農業者）ではなく、受託した農業者（実耕作者）に対して配分することが、経営の実態から考えた場合、適当であると考えています。この場合、当該認定農業者等の農作業受委託の状況等を十分把握しておくことが必要となります。

2-3-26 平成18年5月30日新たな需給調整システムへの移行の検証に関する検討会提出資料、平成18年6月26日新たな需給調整システムへの移行の検証に関する検討会提出資料及び、平成18年6月29日食料・農業・農村政策審議会食糧部会提出資料（抜粋）

(4) 新たな需給調整システムにおける一年のスケジュール(イメージ)

図解7

○ 新たな需給調整システムにおいては、7月の基本指針における翌年産の需要見通し(速報値)の情報から翌年産米の議論を開始。



3-1 経営所得安定対策等実施要綱（平成18年7月）（抄）

2. 米政策改革推進対策

1 趣旨

- (1) 米については、平成14年12月に、平成22年度における「米づくりの本来あるべき姿」の実現を目標とする米政策改革大綱を決定し、米を取り巻く環境の変化に対応して、消費者重視・市場重視の考え方に立った需要に即応した米づくりの推進を通じた水田農業経営の安定と発展を図るため、需給調整対策、流通制度、関連施策等の改革に整合性をもって取り組んでいるところである。望ましい水田農業の生産構造をできるだけ早期に実現するためには、この米政策改革大綱に定められた道筋に沿って着実に取組を進めていくことが重要である。
- (2) こうした中、平成19年産から水田において米も含めた品目横断的経営安定対策が導入されることを踏まえ、平成16年度から18年度までの3ヶ年の対策として現在講じている産地づくり対策、稲作所得基盤確保対策、担い手経営安定対策及び集荷円滑化対策について、品目横断的経営安定対策との整合性を図りつつ、米政策改革大綱の趣旨に沿った所要の見直しを行う。
- (3) また、米の需給調整について、水田における品目横断的経営安定対策の導入とも併せ、平成19年産から農業者・農業者団体の主体的な需給調整システムへ移行することとする。この新たな需給調整システムについては、上記の見直しを行った米政策改革推進のための対策等を活用しつつ、農業者・農業者団体が国・都道府県等から提供される需給に関する情報や市場のシグナルを基に、自らの販売戦略に即して、生産を実行していくシステムとする。
- (4) さらに、米政策改革の着実な取組を進めるとともに、新たな需給調整システムの定着が円滑に行えるよう、引き続き、担い手確保運動と連携を図りつつ、生産現場での推進を強力に進める。

2 平成19年度からの国の支援策

米政策改革を推進するための対策については、水田において米を含めた品目横断的経営安定対策が導入されることに伴い、また、平成19年産から新たな需給調整システムへ移行することをも踏まえ、需要に応じた生産を促進し、水田農業の構造改革を進める観点から、見直し、再編整理を行う。

(1) 産地づくり対策の見直し

地域の特色ある水田農業の展開を図るため、地域の実情に応じて、地域自らが作成する計画に基づいて実施する取組を支援する産地づくり対策について、地域の創意工夫をさらに進める方向で所要の措置を講じる。

本対策の実施期間は、平成19年度から21年度までの3ヶ年とする。

- ① 産地づくり交付金については、地域の実情を踏まえ見直し、高度化された地域水田農業ビジョンの実現に向けて活用されること及び需要に応じた生産を的確に実施することをその交付要件とした上で、最近の米・麦・大豆・飼料作物をめぐる状況、現行対策の実施状況などを踏まえた見直しを行う。

(ア) 産地づくり交付金

- ・ 所要の額を対策期間中安定的に交付し、地域の創意工夫により用途や単価を設定するという基本的な仕組みは継続。
- ・ 地域の判断による需要に応じた作物選択を徹底するとともに、担い手を中心とする合理的な土地利用や効率的な営農体制の確立に向けた交付金の活用を促進。

(イ) 新需給調整システム定着交付金

新たな需給調整システムの下での円滑な取組に資するため、当面の措置として、都道府県段階の判断により、用途や単価を設定し、地域条件に応じた意欲的な生産調整の取組を推進。

なお、交付金の都道府県配分については、より効果的な活用を促進する観点から、現行対策期間中の麦・大豆・飼料作物等の水田における作物の作付状況、需給調整の実施状況、担い手の育成・確保状況及び直近の米の需要見通しなどを踏まえて行う。

また、(イ)の一定部分については、前年度の水田における作物の作付状況を踏まえ都道府県別配分の見直しを行うものとする。

- ② 稲作所得基盤確保対策の需要に応じた米の生産を支援する機能は、産地づくり対策と一体化し、新たな産地づくり対策の中のメニューとして、米の産地銘柄ごとの需要に応じた生産を誘導しつつ、担い手への集積を促進するため、当面の措置として、都道府県の設計に

3-2 経営所得安定対策等実施要綱（平成18年7月）（抄）

より、米の価格下落等の影響を緩和するための対策（品目横断的経営安定対策の加入者は対象から除く。）（稲作構造改革促進交付金）を行えるよう措置する。

- ・ 一般部分（4,000円/10a）
- ・ 担い手集積加算部分（3,000円/10a）
- ・ 対象面積については、過去の稲得加入面積から品目横断的経営安定対策（収入減少影響緩和対策）の対象に移行すると見込まれる生産者に係る面積を控除した面積を基本に算定するとともに、生産調整参加者の拡大に配慮して所要の面積を上乗せ。

その際、この上乗せ部分の一部については、都道府県段階の判断を踏まえて、産地の需給改善に向けた流通段階の取組に活用可能とする。

(2) 集荷円滑化対策の実効性の確保

集荷円滑化対策については、その実効性を確保し、実施する。

- ・ 生産者の抛出を産地づくり対策の交付要件とする。
- ・ 対策加入の促進に向け、18年度以降の生産者抛出金について、生産者支援金（4,000円/60kg）に充てた後も十分な資金が残る場合には、生産者へ払い戻しを行う。
- ・ 豊作による過剰米を区分保管する措置の枠内で、米穀安定供給確保支援機構の過剰米対策基金からの無利子短期融資（3,000円/60kg）の対象を弾力化する。

なお、このような措置に伴い、担い手経営安定対策及び稲作所得基盤確保対策については、機能の重複の整理及び構造改革の促進の観点から、品目横断的経営安定対策の導入に併せ廃止する。

(3) 水田の利活用対策等

① 耕畜連携水田活用対策

飼料自給率の向上に向け、水田における効果的な飼料生産振興を図るため、地域自らの提案により生産性の向上や生産コストの低減、作付規模の拡大等飼料生産振興に直結する取組に対する支援を措置する。

② 過去の生産実績がない案件等への対応（再掲（1.の2の（3）））

(4) 19年産事業規模

1,850億円程度

(1)の①の対策 1,480億円程度（対策期間中一定とする。）

②の対策 290億円程度

（20年産270億円程度 21年産220億円程度）

（うち生産調整参加者の拡大に配慮した上乗せ部分50億円程度（20年産45億円程度 21年産40億円程度））

(2)の対策 26億円程度

(3)の①の対策 50億円程度

（別紙4のとおり）

3 新たな需給調整システム

(1) システムの考え方

- ① 国をはじめ、行政による生産目標数量の配分は行わないが、国による需要見通し等の需給に関する情報提供に基づき、農業者・農業者団体が主体的に需給調整を実施
- ② JA等の生産調整方針作成者（方針作成者）がシステムの中核となり、地域協議会等から提供される情報等を基にJA等の方針作成者自らの生産目標数量を決定するとともに、当該JA等の生産調整方針に参加する農業者に対し、生産目標数量を配分
- ③ 地域協議会は、行政、関係機関及びJA等の方針作成者の実効ある形での参画の下、方針作成者間の調整、配分の一般ルールの設定等により方針作成者の主体的な需給調整を支援し、地域全体の調整機関としての役割

(2) 都道府県別の需要量に関する情報提供の基本的考え方

新たな需給調整システムへの移行後、国から都道府県へ提供する都道府県別の需要量に関する情報の内容は、以下により算定した数値とする（本年秋から適用）。

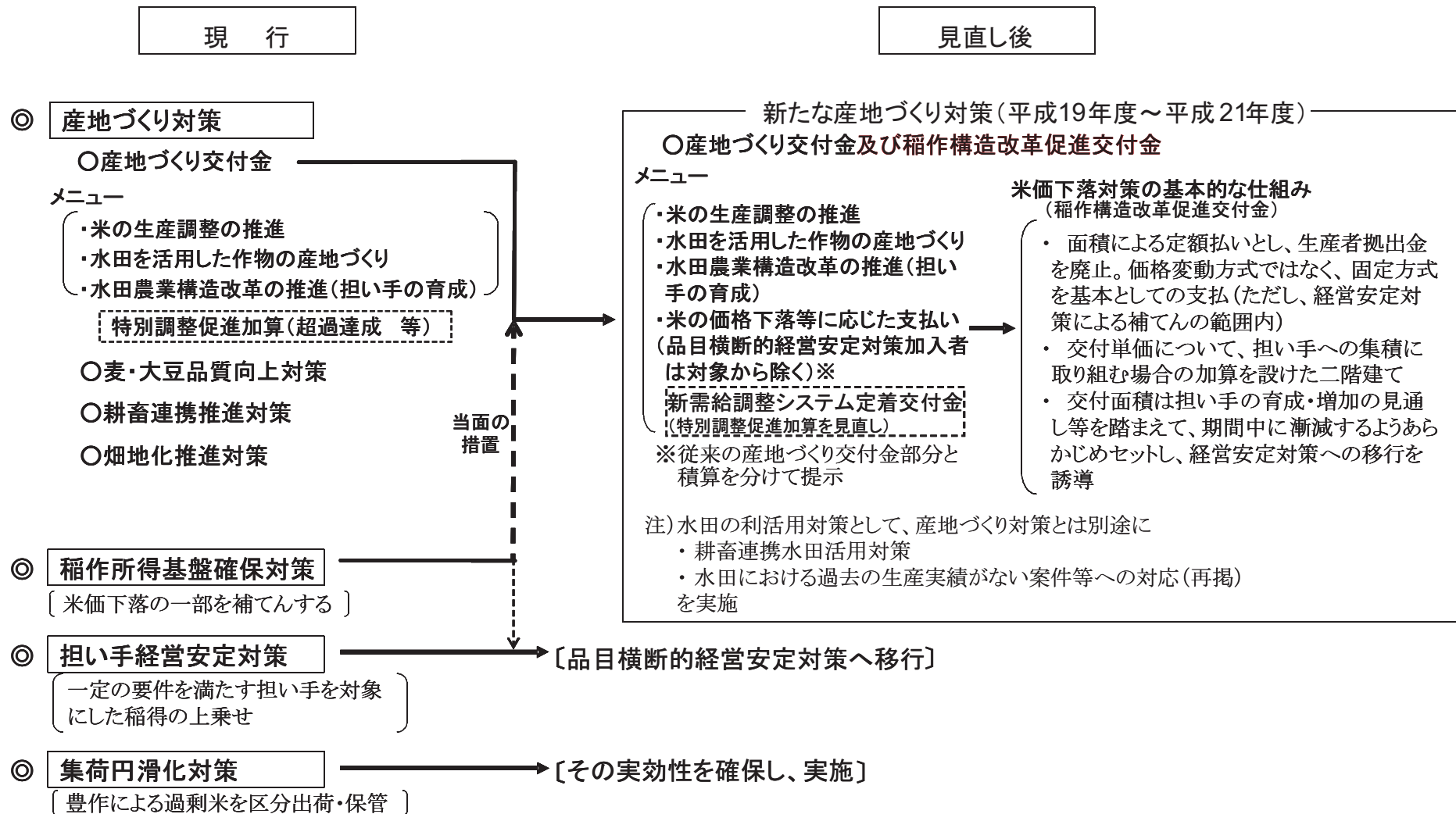
- ① 各都道府県ごとの過去6年の需要実績のうち最高値と最低値を控除した中庸4年の平均値を、10割のウェイトで、都道府県別の需要見通しの数値として算定
- ② 豊作その他の要因により各都道府県ごとの前年産米の需要見通しを上回る生産があった場合には、当該過剰生産分を、全国の需給状況を勘案した上で、該当都道府県の需要見通しの数値から控除
- ③ 上記を基本に、技術的細部について食料・農業・農村政策審議会食糧部会の意見を聴いた上で透明性・客観性を持って算定

(3) システムの概要

3-3 経営所得安定対策等実施要綱（平成18年7月）（抄）

（別紙4）

○ 米政策改革推進対策の見直し



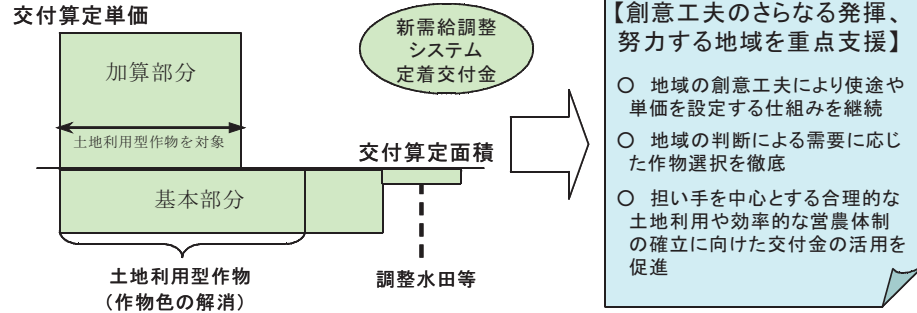
3-4 経営所得安定対策等実施要綱（平成18年7月）（抄）

（別紙5）

新たな産地づくり対策の概要

○ 産地づくり交付金

【地域への交付金の算定の考え方】



○ 所要額の算定に用いる単価については、地域の判断による需要に応じた作物選択を徹底するため、作物区分を大括り化。加算部分については、麦、大豆、飼料作物、そば等の土地利用型作物を対象とし、地域の取組を意欲的に見込む。

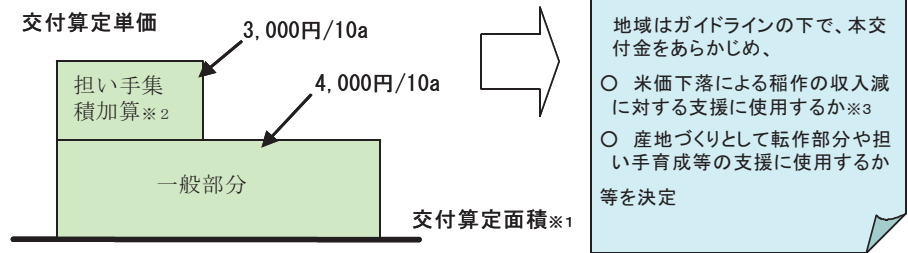
○ 交付金の都道府県別配分については、「米づくりの本来あるべき姿」の実現に向けて努力する地域を支援するとともに、交付金のより効果的な活用を促進する観点から、現行対策期間中の麦・大豆・飼料作物等の水田における作物の作付状況、需給調整の実施状況、担い手の育成・確保状況及び直近の米の需要見通しなどを踏まえて実施。

○ 新たな需給調整システムの下での円滑な取組に資するため、従来の特別調整促進加算を見直し、当面の措置として「新需給調整システム定着交付金」を措置。

- ・支援対象：①超過達成、②地域振興作物（麦・大豆・飼料作物も対象）、③その他の意欲的な生産調整の取組
- ・一定部分について、前年度の水田における作物の作付状況を踏まえ、毎年都道府県別配分を見直し

○ 稲作構造改革促進交付金

【地域への交付金の算定の考え方】



※1 算定する交付面積については、担い手の育成・増加の見通し等を踏まえ、期間中に漸減するようあらかじめ算定。

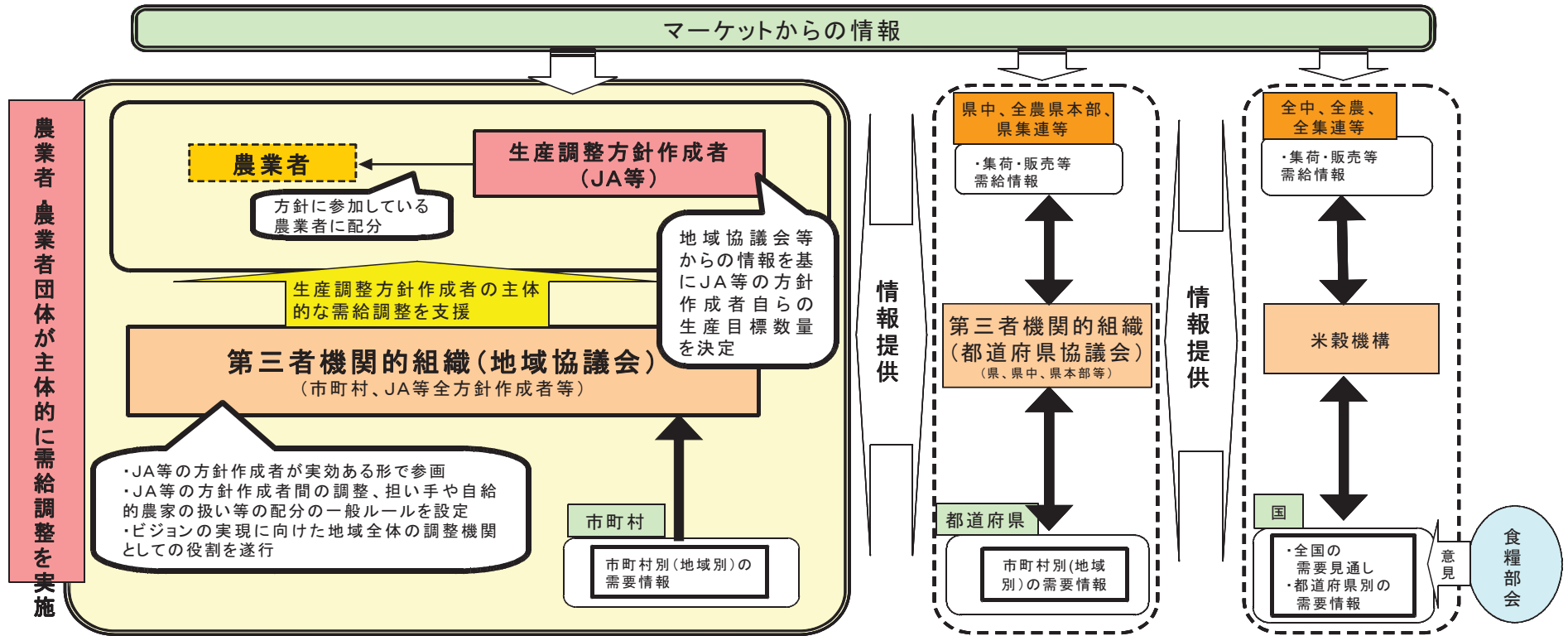
※2 2年以内に担い手への集積に取り組んだ場合の加算。あらかじめ取り決めた上で産地づくり交付金に融通する場合は担い手育成に活用。

※3 生産者への支払は、あらかじめ地域で設定した単価での定額補てん。（ただし、減収の9割を上限。）

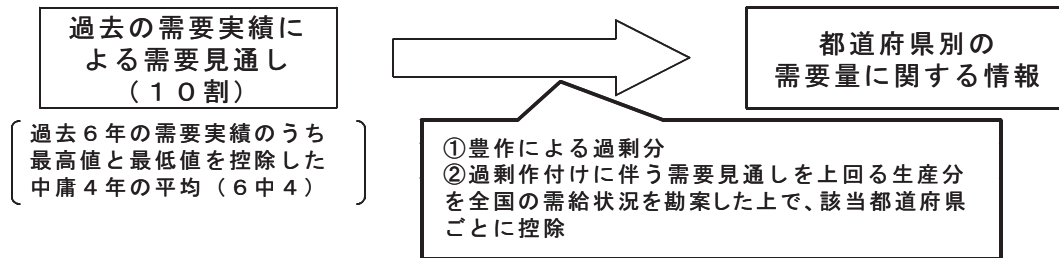
3-5 経営所得安定対策等実施要綱（平成18年7月）（抄）

（別紙6）

○ 新たな需給調整システムの概要



【都道府県別の需要量に関する情報提供の基本的考え方】



4-1 平成18年7月31日新たな需給調整システムへの移行の検証に関する検討会提出資料（抜粋）

第5回新たな需給調整システムへの移行の検証に関する検討会提出資料

事業規模（19年産関係）

1	品目横断的経営安定対策	1,880 億円程度
①	生産条件不利補正対策	1,400 億円程度
②	収入減少影響緩和対策	300 億円程度
③	担い手育成・確保総合対策	180 億円程度
	うち過去の生産実績がない案件等への対応	70 億円程度
	（過去の生産実績がない案件等への対応に加え、 担い手向け制度資金の充実・強化などを内容とする各般の支援を実施。）	
2	米政策改革推進対策	1,850 億円程度
①	産地づくり対策	1,480 億円程度
	・産地づくり交付金	1,330 億円程度
	・新需給調整システム定着交付金	150 億円程度
②	稲作構造改革促進交付金（産地づくり対策）	290 億円程度
③	集荷円滑化対策	26 億円程度
④	耕畜連携水田活用対策	50 億円程度
3	農地・水・環境保全向上対策	300 億円程度
①	資源保全施策	270 億円程度
②	農業環境保全施策	30 億円程度
	ほかに、バイオ燃料の利用促進対策	100 億円程度

総額 4,130億円程度